

富山県映像センター収蔵の映像資料の複製に関する要項

富山県民生涯学習カレッジ

1. 複製の範囲

- 1 複製可能な映像資料は、富山県映像センターが製作した教材映画及び富山県映像センターが収集し著作権を有する映像作品に限る。
- 2 複製可能な映像資料は、映像作品に限り、素材テープは含まない。

2. 複製の対象と目的

- 1 映像資料の複製は、個人または法人・団体の申請により行う。
- 2 複製の目的は、公益性のあるもの、もしくは富山県の周知に役立つものであること。
- 3 複製の目的が、次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 営利を目的としていると認められるもの。
 - (2) 政治活動又は宗教活動に該当するものと認められるもの。
 - (3) 事業の効果が特定の団体又は個人のみには帰属すると認められるもの。

3. 複製の条件

- 1 複製した映像資料については、いかなる場合であっても対価、料金、代金を徴収してはならない。
- 2 申請した映像資料を用いて作品・番組等を制作する場合には、「映像提供 富山県映像センター」等のクレジットを作品内に表示させる。また、制作した成果品を富山県映像センターに1部提出すること。
- 3 前項の映像資料を用いて制作した成果品を販売してはならない。ただし、生涯学習の振興に資する場合、また、富山県映像センター事業への周知・広報に資する場合はこの限りではない。
- 4 複製した映像資料は、他人に譲渡してはならない。
- 5 複製した映像資料は、当初の目的以外に利用してはならない。申請時と異なる目的・用途で利用する場合には再度申請する。
- 6 映像資料の活用について、報告または関係資料等の提出を求められることがある。
- 7 映像資料の複製物の保管場所等について、報告を求められることがある。
- 8 著作権法などの関係法令を遵守する。
- 9 映像資料の複製に関する諸経費はすべて申請者が負担する。

4. 申請等

- 1 「富山県映像センターが収蔵する映像資料の複製について」の申請書(別紙様式)により富山県民生涯学習カレッジ学長に申請する。
- 2 申請の際に、映像資料の複製に係る事業の内容が確認できる実施要項、事業計画書また申請書等と、切手を付した返信用封筒を1通添付する。
- 3 申請した映像資料を用いて作品・番組等を制作する場合には、制作する著作物の著作権者となる個人または法人・団体名で申請し、社印・公印(角印)または代表者印(丸印)を押印する。
- 4 申請の認可については、別途通知する。
- 5 その他、必要な事項については、申請者と協議のうえ認可の条件とする。